

日本労働年鑑 第59集 1989年版
The Labour Year Book of Japan 1989

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

2 雇用対策

2 パートタイム労働法への対応

労働省は、パートタイム労働者の増加と定着をにらんで、健全なパートタイム労働市場の育成をはかるため、「パートタイム労働法」を構想したが、結局法制化は見送られた。労働省のこの動きに対応して経営者団体は、新たな法制は不必要との反対を表明した。

日経連、規制反対を表明

日経連は、一月七日に「パートタイマー問題検討委員会」を発足させ、「経営側の意見をまとめる」作業をおこなった(『日経連タイムス』八八年一月一〇日付)。

また、『日経連タイムス』はその「主張」(一月二四日付、「『パート雇用の法制化』の問題点」)で、つぎのような規制反対の見解表明をおこなっている。すなわち、日本の雇用形態の柱は定年までの雇用契約、という終身雇用であり、それ以外の従業員が、いわゆるパート、アルバイトである。「つまりパート、アルバイトは無限に多様な労働力なのである。その多様さは、当然働く方にとっても、働いてもらう方にとっても有益である」「もしこの多様なものにルールを持ち込み、自由な働き方を阻害するようなことをするのであれば、行政経費を使って、労働経済面での効率を悪くすることになる。こんな無駄はない」。

東商も「新たな立法不要」と主張

東京商工会議所は、パートタイム労働者の労働条件の保護は労働基準法など現行法規で十分であり、新たな立法は不必要であるとし、つぎのような関係法規の改善を主張した(『労務管理通信』二八巻三一号、一月二一日付)。そこでは、議論になった雇用保険制度の見直しには反対し、職業紹介機能の充実、税制上の措置の見直しを要求している。

【東京商工会議所の主張】

(1)時間を基礎単位とする考え方の導入

パートタイム労働者に多くみられるような時間単位就労者の増加に対応するため、現行の労働諸法制を見直し、一日を基礎単位とするだけでなく、必要に応じて、時間を基礎単位とする考え方の比重を高めるべきである。

(2)複数企業就労者への対応

今後増加が予想されるパートタイム労働等による複数企業就労者に関して、異事業場間における労働時間の通算ならびに労働・社会保険の取扱い基準の適正化が必要である。

(3)職業紹介体制の整備・拡充

企業ならびにパートタイム労働者の多様な需給ニーズを円滑に橋渡しする機能を備えたパートバンク等公的機関における職業紹介体制の整備・拡充が必要である。

(4)雇用保険制度の見直し

パートタイム労働者に対する雇用保険制度の見直しが検討されているが、その就労実態に

鑑み、安易な適用拡大を避けるべきである。
(5)税制上の措置

パートタイム労働者の継続的就労に資するためにも、所得税・住民税の非課税限度額の引き上げが必要である。また、主たる所得者の配偶者控除について、配偶者の所得が現行の適用限度額を超えた場合でも適用が受けられるよう、現行の配偶者特別控除と同様の遡増・遡減方式を導入することが望まれる。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
